HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	“アイヌ史的中世”を考える : 中村和之・秦野裕介報告に接して
Author(s)	谷本, 晃久
Citation	162-167 新しいアイヌ史の構築 : 先史編・古代編・中世編 : 「新しいアイヌ史の構築」プロジェクト報告書2012
Issue Date	2012-03-31
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/56291
Type	report
File Information	pt3ch3.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

第３章　“アイヌ史的中世”を考える：中村和之・秦野裕介報告に接して

谷本　晃久

こんにちは。北海道大学の文学部で日本史を担当しております、谷本と申します。中村和之先生・秦野裕介先生の御報告を拝聴し、学ばせて頂いたことにコメントせよということですので、コメントというほど大それたものではありませんが、お話しさせて頂きます。本日のシンポジウムのテーマが「新しいアイヌ史の構築」、その「中世編」ということでございますが、わたくしの専門は近世史でして、そうした視座からの感想となりますことを、予めお断りしておきます。それから、わたくしは研究のフィールドを蝦夷地・北海道に定めておりまして、従って「アイヌ史」については自覚的にならざるを得ないわけでありますが、「新しいアイヌ史」というものがどういうふうに構築できるんだろうか、ということにも関心を寄せてきた経緯がございます。こうした関心からも、お二方のお話を伺って少し考えたことについて、発言させていただきたく思っております。

まず、「アイヌ史」の時代区分の考え方について、お二方の御報告を伺いつつ考えたことをお話しいたします。先ほどの秦野先生の御報告のなかで、「アイヌ史的中世は成立するのか」、という問いかけがありました。わたくしなども、「アイヌ史的近世」という区分が成立するのか、という問いを以前に提起させて頂いたことがございました。こうした問いかけについては、文献史学による古典的な四分法――古代・中世・近世・近代という区分ですね――が果してアイヌ史的に妥当なのか、というソモソモ論を含めていろいろな議論があると思います。

お配りしたプリントの左側の年表（図１）は、以前わたくしが整理してつくってみたものなのですが、日本史の時代区分でいうところの「中世」以降、これは考古学的ないわゆる「アイヌ文化」成立以降に相当する時代ですが、その時期に関するさまざまな時代区分や考古学編年を並べてみたものであります。北海道史・文化人類学・アイヌ文化史・考古学など、それぞれの学問の視座からなされるさまざまな時代区分には、異なる基準が示される一方で、一致する区分も見て取ることができます。本日のおふた方の「中世」に相当する時代のお話にも、いくつかのトピックやエポックが提示されていたわけですが、皆さん、それをこの年表のなかに落とし込んでみると、どんな時代像が描けるか、お考えになっていただきたいのです。その積み重ねが、アイヌ史的な時代区分、古代・中世・近世・近代というものを、高い精度でもって同じ土俵で考えていくことに繋がっていく材料になるのではないか、と私などは考えるものです。

「アイヌ史」という概念について、ひとつお話ししておきたいことがございます。先ほどの中村先生のお話しは、「中世」のサハリン島、樺太についてのものでした。このことは、「アイヌ史」を考える上で存外重要なテーマであると考えます。なぜならば、わたくしなどが専門としています江戸時代……近世のアイヌ社会を見渡しますと、その生活圏の地理的広がりは本州北縁・北海道・千島列島・樺太南部に及んでいます。18 世紀になりますと本州北縁のアイヌ社会の姿は確認できなくなりますが、それ以外の地域では、のちに近代民族学が区分するような３つの

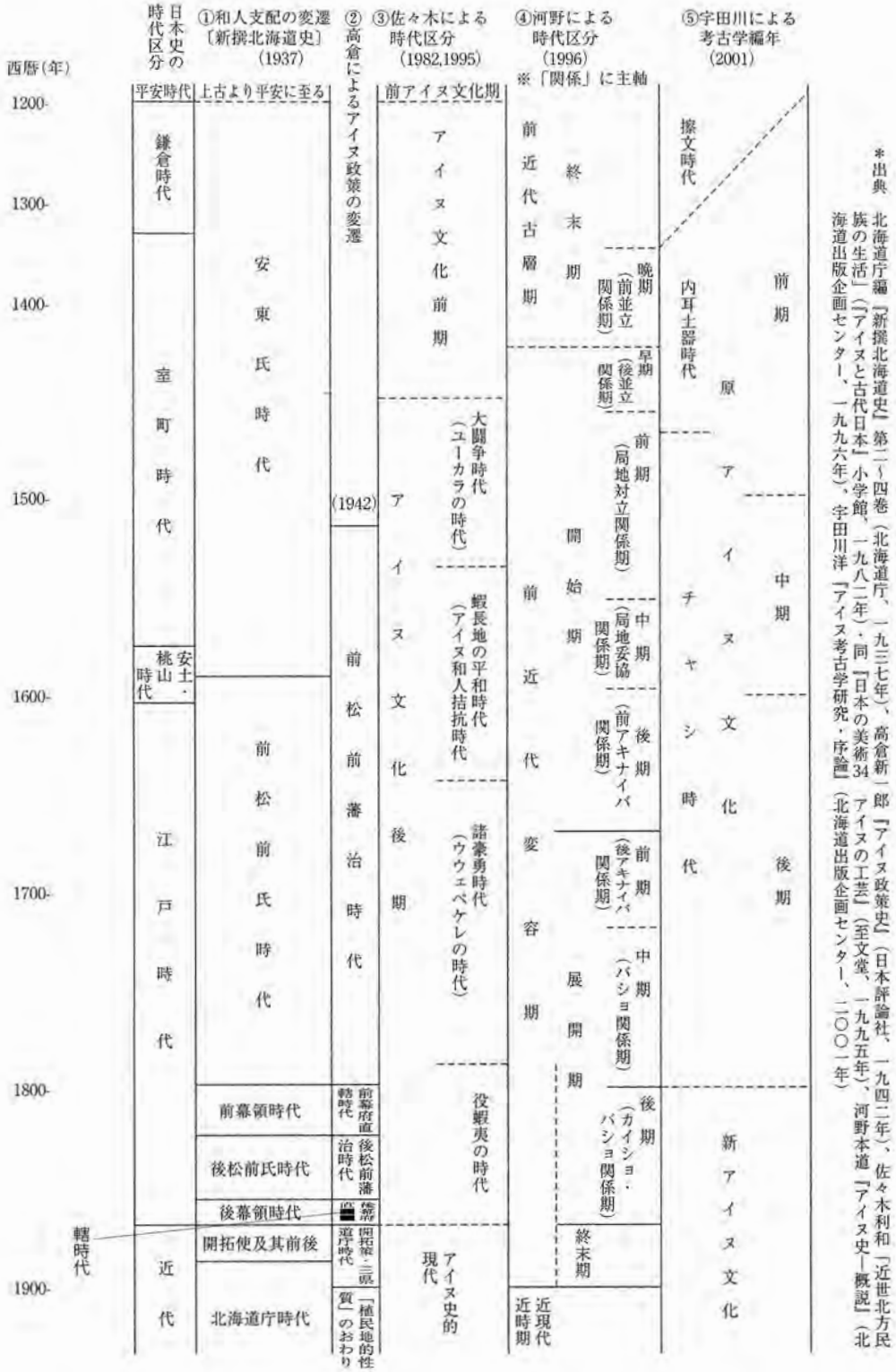

図1　「アイヌ史」の時代区分

谷本晃久「アイヌ史の可能性」（小谷凱宣編『海外のアイヌ文化財：現在と歴史』南山大学人類学研究所、2004 年）

言語・文化的個性が周辺諸国家との交渉を経るなかで、磨かれていくこととなります。すなわち、北海道アイヌ（北海道・南千島）、千島アイヌ（中千島・北千島）、そして樺太アイヌ（樺太南部）という個性がそれです。それではいったい、このアイヌ社会の地理的布置は、歴史的にどういった経緯でなったものなのか、という疑問が、「アイヌ史」を考えるうえでは重要になってくるのではないか、と思うわけであります。ここで「アイヌ史」と申し上げましたのは、考古学の用語でいうところの“アイヌ文化”、これは擦文文化とオホーツク文化が融合して 13 世紀頃に成立したとされる文化ですが、それへの移行後の歴史に限定したものではなく、たとえばアイヌ語地名研究の山田秀三先生いうところの“アイヌ語族”、つまり少なくとも擦文文化やそれに先行する続縄文文化後期の後期北海道式（後北式）土器文化の担い手たちの歴史をも通時的に含み込んだ概念として御理解いただければ、と思います。つまり、時代によりその地理的布置は変化するわけですが、最大限の範囲を申し上げれば、アイヌ語地名の分布範囲と重なる地域、つまり、本州島東北地方から北海道・サハリン島南部・千島列島全域を「アイヌ史」の舞台と考えるべきで、そうだとするならば、このそれぞれの範囲に「アイヌ史」が展開するようになったのはどの時代からだったのか、という問題が重要になってくると考えるわけです。

…すみません、やや話が横道に逸れましたが、つまり今日の中村先生のおはなしというのは、サハリン島が「アイヌ史」の主舞台となったのはいつか、という大きな問題を具体的に扱った重要な御報告であったと拝聴したわけです。もちろんこの問題は古くて新しいもので、きょう会場にお越しの菊池俊彦先生がもう 30 年以上まえにモデルを提起されて以来、中村先生をはじめ多くの論者が検討を加えて来られています。サハリン全島を覆っていたオホーツク文化が、南から進んできた擦文文化・アイヌ文化にいわば圧迫されるかたちで北漸し、後にニヴフの文化を形成していった、とするモデルがそれです。わたくしなどは外野席からこうした御研究を学ばせていただきながら、ああ、とてもダイナミックで骨太な議論がなされているんだな、と感心するばかりなのですが、こうした議論は「アイヌ史」の全体像を考えるうえでは重要で、つまり、こうしたモデルで提起されているアイヌ文化がサハリン島に進出していった時期を、きょうのシンポジウムのテーマに引き付けて申し上げますと、“アイヌ史的中世”のひとつの特質として位置付けなければならないだろう、ということであります。考古学の年代観は、どうしても年月日のレヴェルで議論がしづらいところがあり、文献史学の側からは都合のよい情報に安易に飛びついてしまいがちなのですが、きょうの御報告を含め、中村先生の御研究の光っているところは、中国側の文献を博捜するなかで、個別具体的に年月日のレヴェルでの厳密な考証を伴いながら、このテーマに迫っているところとお見受けするわけです。つまり、元朝の時代にサハリン島にアイヌが進出することに伴い抗争が惹起されていた。明朝の時代にはもうサハリン島中部くらいまではアイヌが定着している状況が成立していた……と、そういうふうに捉えてよいのかということ、それを“アイヌ史的中世”の特質と考えてよいのかということ、そうしたことを「アイヌ史」的関心から自覚的に議論すべきだろう、ということを改めて考えながら御報告を拝聴しておりました。中村先生のこの御報告の勘所は、こうしたいわばマクロな視点を鍛えていくべきミクロで微細な歴史のピースを豊かに増やして下すったところにあるものと思いました。

この、サハリン島へ“中世”の時代にアイヌ文化が北進した、というモデルは、興味深いこ

とに、目を東に向けてみると、千島列島にも同様に当て嵌まることが指摘できます。お配りしたプリントの右側（図２）は、網走の道立北方民族博物館の角達之助先生がおまとめになった、千島列島における埋蔵文化財の出土例の現状を、編年をおって地理的に示した図です。これをみますと、擦文土器の出土範囲は南から国後・択捉までですが、オホーツク土器の出土範囲は北千島にまで及んでいます。他方、わたくしどものイメージする近世のアイヌ社会は、少なくとも文献史学の立場から申し上げれば、19 世紀における千島アイヌの人々の生活域は得撫島から千島列島北端の占守島まで及んでいるわけですね。素人考えで申し上げれば、オホーツク文化が空白地帯になった後に、アイヌ文化が東漸し、千島列島全域を席捲していった、と見えるわけです。つまり、アイヌ文化のサハリンへの北漸・千島列島への東漸という動きを、“アイヌ史的中世”の特質のひとつとして捉えていいのかということが、いえ、本日のテーマが「新しいアイヌ史構築」の「中世編」だからいうわけではありませんが、やはりこうしたテーマを考える際には改めて自覚的に検討していかなければならないな、と考えた次第です。

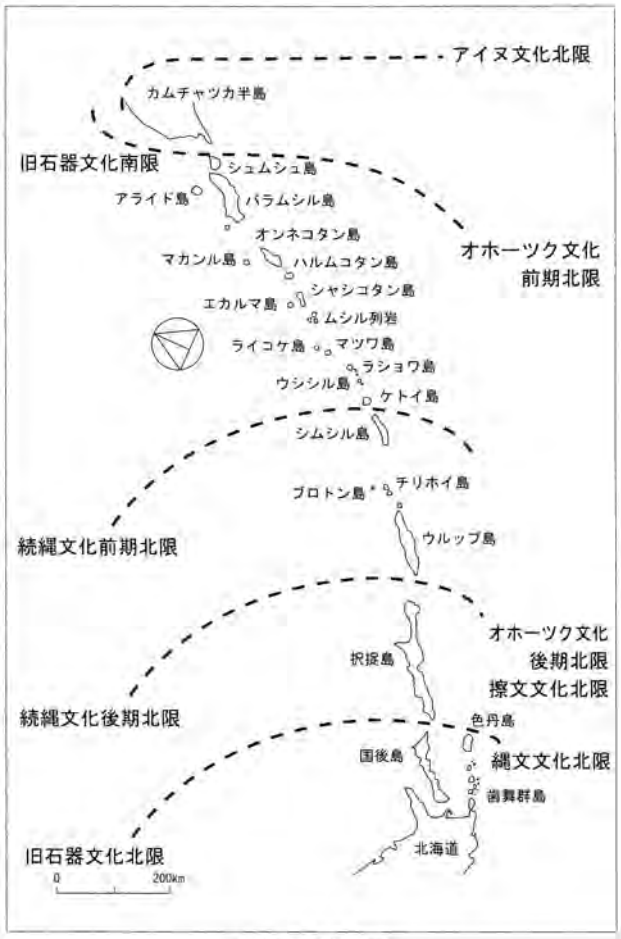

図２　千島列島における出土遺物の各期分布範囲
角達之助「千島列島史概説」（北海道立北方民族博物館編『千島列島に生きる　アイヌと日露・交流の記憶』2009 年）

ただ、方法論的にネックとなるのは、“中世”の千島列島に関しては中村先生の御発表で素材とされたような漢文史料が残されていない、という状況があり、文献史学の側からのアプローチは困難だということです。それでも、「アイヌ史」の全体像、あるいは“アイヌ史的中世”の特質を考えるうえで、サハリン島・千島列島へのアイヌ文化の進出、というモデルの検討は避けては通れない重要なテーマだろうと、本日のお話を伺いながら、思いを新たにしたところであります。

次に、秦野先生の御報告についての感想を述べさせていただきます。日本中世史研究の手法で、個別の史料解釈に即しつつ語られた重厚な御報告と拝聴しました。とくに室町幕府体制の下にあっては、北奥、あるいは蝦夷島の南端部、すなわち渡島半島南部地域の和人の領主権力の在り方に、幕閣の対立というものが大変大きな影響を及ぼしていたんだ、連動していたんだ、という御指摘は説得的で、なるほどと学ばせていただいたところです。そこで取り上げられた茂別館の下国氏の位置づけ、つまり渡島半島南部における蠣崎氏の覇権が確立する過程で排除さ

れた、下国氏が有していた権力のありかたや可能性を具体的に示して下さったところは、従来の研究史に照らしてみても重要な御指摘だったと思いました。没落し蠣崎氏の家臣団に組み込まれた下国氏の先代師季がセタナイで没しているという事実をきちんと正面から考察した研究は、これまでなかったのではないでしょうか。今後ペーパーとなること、楽しみにさせていただきたいと思います。

それで、わたくしが感想を述べられることは何かと考えたのですが、近世からの視点になりますが、御報告で取り上げられました“夷狄の商舶往還の法度”の評価に関してです。蠣崎氏は豊臣政権下で大名として自立し、徳川政権下では松前と改姓し近世大名の一員として遇されるに至りますが、その根拠となったのが、徳川家康が慶長 9 年（1604）に松前慶広へ発給した黒印状です。この黒印状の条文は、時代によりその文言に若干の変化をみせつつも、基本的にはかわらず、将軍代変わりごとに歴代の松前藩主に発給され続けるわけですが、そこに記される文言の内容を遡っていくと、天文 20 年（1551）頃に松前の蠣崎季広と東西のアイヌ首長（知内のチコモタインと瀬棚のハシタイン）との間で講じられたとされる“夷狄の商舶往還の法度”の体制を将軍家が追認した、つまりは蠣崎氏が自力で達成した当知行権を将軍家が安堵した、というふうに捉えられるのではないか、と私などは思うわけです。

家康黒印状で保障された状況は、“城下交易体制”といいますけれども、蝦夷島に向かう日本からの船は松前の殿様の指定した港、つまり松前城下に限定して入津させ、そこで入港税を徴収する。アイヌとの交易に関しては従来アイヌ首長と和人館主との間にみられた「トクイ」の関係――和人がアイヌの「トクイ」となることで、平和的に産物の互酬をなす関係――を蠣崎氏（のちの松前氏）が一元的に集約し「大得意」あるいは「神位得意（＝カムイ・トクイ）」として交易権を領主的に掌握し、そのうえで家臣に「トクイ」となる権利を配分（＝知行）していく。そして、松前に来航する和人とアイヌとの直接的な取引は禁じられ、必ず「トクイ」としての松前の領主権力が介在するかたちをとる。そういう 17 世紀に保障（追認）された体制が近世的な蝦夷地の成立であって、この体制がその後“商場交易”から場所請負制下の“場所経営”へと変質をみせつつ東西蝦夷地全域を覆っていくなかで、近世的なアイヌ社会の特質が、とくに北海道アイヌに関してはかたちづくられていったものと考えます。

そう考えた場合、“夷狄の商舶往還の法度”が確立した時期と、それから“城下交易体制”が機能した時期、およそ 50 年間を隔てたこの両者の状況に質的な相違があったのか、なかったのか、という点が問題となります。本日の秦野先生の御報告では、前者の状況ではいまだ渡島半島南部の和人社会における蠣崎氏の覇権は確立しておらず、茂別下国氏のような領主権力がそれに比肩するものとして存立していた可能性が大きかったという指摘がなされました。とすれば、茂別下国氏を排除するようなかたちで成立した“城下交易体制”に象徴されるような蠣崎氏の覇権、これは豊臣政権もしくは徳川政権に安堵された当知行権を指しますが、それが具体的にどのようなプロセスで確立していったか、という問題を、秦野先生の御報告で示されたような方法を用いつつ厳密かつ自覚的に考えていくこと、これは“アイヌ史的近世”成立の問題を考える際にも大変重要となる視点だろうな、と考えたところです。

……大変まとまらないはなしとなりました。30 分話せと言われていたんですけれども、そんなにお話しすると進行上時間もなくなりますし、実はこのあと、日本中世史が御専門の尊敬す

る同僚である橋本雄先生がコメントをして下さるということで、わたくしもそのご意見を拝聴したいと楽しみにしているところなんです。というわけで、わたくしのコメントは雑駁かつ大味なはなしで申し訳なかったのですが、中村先生・秦野先生の御報告を拝聴してこのように学ばせていただいた、ということを皆さんにお伝え申し上げたということで、御勘弁いただければと思います。御清聴どうもありがとうございました。